

薬第4 1 4-1 号  
令和6 年 8月6 日

各 保 健 所 長 様

薬 務 課 長

偽造（複製）が疑われる処方箋への対応について（通知）

医薬品の適正処方については、日頃、管内薬局に対してご指導いただいておりますが、今般、何者かが処方箋を偽造（複製）し、その偽造（複製）した処方箋を草加保健所管内の少なくとも4薬局に提出し、うち2薬局から薬剤を詐取した事案が発生しました。

つきましては、平時より御対応いただいているところではございますが、再発防止と医薬品の適正使用を図るため、薬局開設者に対し、改めて下記の事項について周知くださるようお願いいたします。

なお、このことについては、一般社団法人埼玉県薬剤師会及び日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部に対して情報提供を行っています。

記

1 処方箋中の疑義について

薬局において処方箋を受け付けたときは記載内容を十分に確認し、疑わしい点があるときは、薬剤師法第24条の規定に基づき当該処方箋を交付した医師等に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後、に調剤すること。

2 通報について

受け取った処方箋が偽造（複製）の疑いがある場合は、直ちに最寄りの警察署及び管轄保健所に通報すること。

### 3 近隣での情報共有について

受け取った処方箋が偽造（複製）の疑いがある場合は、複数の薬局に行使される可能性があるため、近隣薬局や地元薬剤師会へ情報提供し、情報共有を図ること。

【参考：偽造処方箋の特徴について】

#### 1 外観

- (1) 印刷面が歪んでいたたり、線や点などの汚れがある。
- (2) 紙質や用紙サイズが微妙に違う。
- (3) 紙の4辺が歪んだり、周囲を切り取った跡が見受けられる。
- (4) 印鑑やインクの色合いが微妙に違う。
- (5) 手書きの場合、書き込みをしている筆跡や使用しているインクが違う。
- (6) 印字された処方箋に医薬品が手書きで追加されている。

#### 2 その他

- (1) 新規の患者である場合が多い。
- (2) 患者の住所と受診医療機関や薬局が離れている。
- (3) 受診医療機関と離れた薬局に持ち込むことが多い。
- (4) 医療機関に疑義照会しにくい休日夜間に持ち込む。

担当：販売指導担当

電話：048-830-3622